

自転車専門雑誌を活用したビワイチ情報発信業務 特記仕様書

I 総則

1 要旨

本仕様書は、守山市（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する「自転車専門雑誌を活用したビワイチ情報発信業務」（以下、「本業務」という。）について適用の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、受注者の責任において実施するものとする。

2 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、道路交通法をはじめ各種法令等に準拠して行うものとする。

3 提出書類

本業務の着手にあたり受注者は、以下の資料を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者、作業主任者届、作業主任者経歴書
- (4) その他、発注者が指示する書類

4 主任技術者等

本業務の実施にあたり、次に指定する主任技術者が業務の執行にあたること。

- (1) 地方公共団体における同種の業務実績を有し、当該分野の豊富な専門知識を有すること。
- (2) 折衝・調整（コーディネート）能力および合意形成能力に優れていること。
- (3) 情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。

5 委託期間

本業務の履行期間は、平成 30 年 1 月 29 日から平成 30 年 3 月 30 日までとする。

6 業務の進め方

- (1) 本業務の受注者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、本事業の着手前に全体の行程、体制、作業方針等についてあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。また、受注者は、監督職員と協議のうえ、関係

者との積極的な連携を模索し、取り組んでいくこととする。

(3) 受注者は、本事業の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。

(4) 受注者は、発注者の求めに応じて、本事業の経過報告を行わなければならない。

7 情報の保護

受注者は、本業務の実施過程で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 受注者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

8 疑義

業務完了時や本仕様書に定めのない事項および業務が発生するなど、業務実施に際し疑義が生じた場合は、発注者と受注者が別途協議し、進めるものとする。

9 不当要求等

(1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できない場合は、履行期間の延長を請求することができる。

10 成果品の検査

受注者は本業務の完了後発注者の検査を受けるものとし、発注者から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

11 著作権・成果品の管理および帰属

(1) 本業務で発生した成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、第三者に帰属する著作権、本業務に関係なく受注者が保有している著作権およびタレント等の肖像権を除き、発注者の管理および帰属とし、受注者が発注者の許可なく第三者に公表または貸与してはならない。

(2) 成果物は、あらかじめ発注者と受注者とで取り決めた使用範囲において二次使用（印刷物の製作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

II 本業務の概要

1 業務の目的および方針

本市では、昨今スポーツ自転車を中心とした自転車人気の高まりを背景に、滋賀県内においても琵琶湖を自転車で一周する「ビワイチ」の人気の高まる中、ビワイチ自体の認知度向上を図るとともに、そのうえで「守山市を起点としたビワイチ」をキーワードに守山市の認知度向上とサイクリストの誘客を図る目的でPR動画の配信や推奨コースマップの制作などを行ってきました。

本業務は、国内のサイクリストに「発着地として守山市に訪れ、守山市からビワイチ、サイクリングを楽しみたい」と感じていただき、今春以降の守山市へ誘客につなげることを目的として実施します。

2 本業務のターゲット層

- (1) サイクリングの初級者から上級者までの幅広い層
- (2) 県外の居住者（市外県外から守山市へ来ていただく方）

3 業務の内容

(1) 全体構成案の設計・企画・提案

- ・本業務における目的を理解し、ターゲット層に対し「ビワイチの発着地」としての守山市の魅力、守山市から始まるビワイチ、サイクリングの楽しさを受注者にて分析・調査し、県外のサイクリストにビワイチ、守山市の魅力が発信されるよう、見やすくわかりやすいページ構成と企画提案を行うこと。
- ・掲載する紙面は、自転車専門雑誌かつ3月に発売される月刊誌とすること。
- ・サイクリングのコースについては、本市が平成29年度制作した「ビワイチ推奨コースマップ（別添参考資料参照）」のコースを基本として守山市をスタート・ゴールとし、掲載している内容との整合を図り、情報が相違しないよう徹底することとする。サイクリングに使用するコース範囲は守山市内に限定しない。
- ・今回掲載する守山市の情報については、琵琶湖岸地域を中心に構成することとし、以下の内容を必ず含むこと。ただし、発注者との協議により、発注者が認めた場合もしくは掲載することが好ましくないと判断された場合についてはこの限りではない。

ア 琵琶湖サイクリストの聖地碑

イ 滋賀県や琵琶湖における守山市の位置関係

ウ 宿泊施設、レンタサイクルおよび飲食等の施設情報

- ・構成案や企画内容については、発注者と事前協議を行うこと。

(2) 調査・取材・撮影

- ・調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等に対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。
- ・発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。
- ・撮影に際し、被写体の手配、ドローン等の特殊な機材、自転車が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。
- ・撮影において使用する自転車は、ロードバイクを使用し、走行中の写真を使用する場合は、ヘルメットを必ず着用すること。

(3) 月刊誌への記事掲載

- ・取材内容を元に、3月に発売される月刊誌上で、特集ページを組むこと。なお、掲載する内容については、掲載前に発注者に原稿案を提出し、発注者の了解を得てから掲載を行うこと。
- ・掲載においては、必ず全頁をカラーとすること。

4 成果物

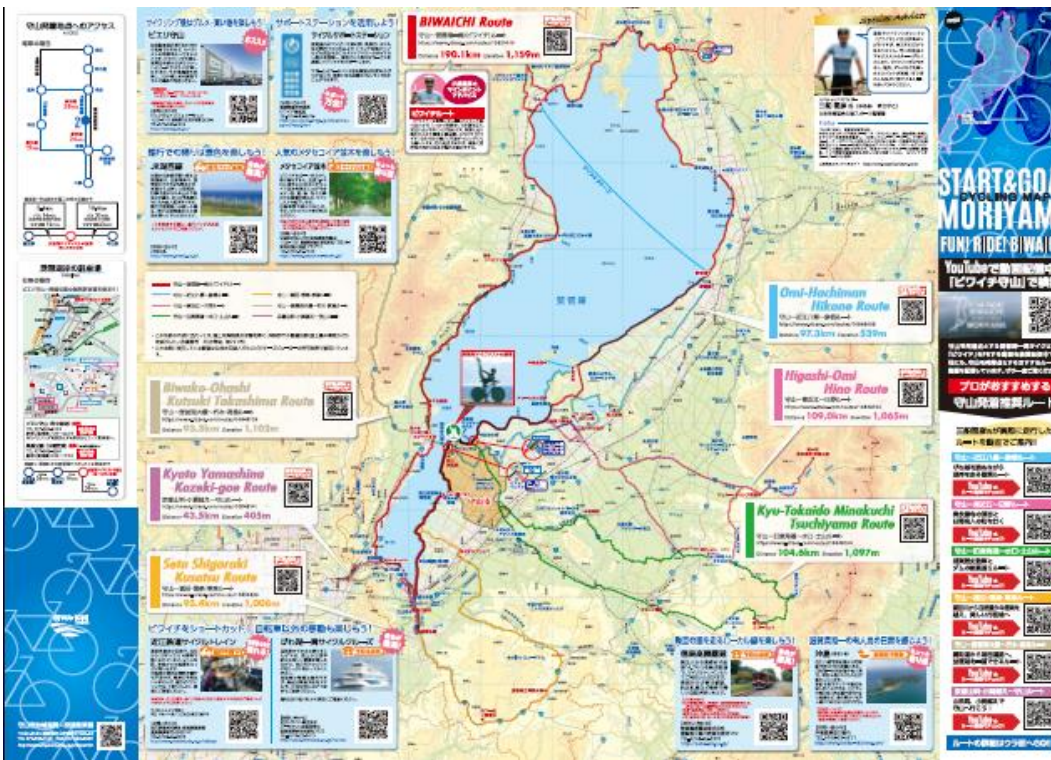
本業務の成果物として、以下を提出すること。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) 記事掲載後の月刊誌 10冊

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

参考資料：ビワイチ推奨コースマップデータ（表）



参考資料：ビワイチ推奨コースマップデータ（裏）

